

総務民生委員会会議録

1. 日 時 令和元年9月9日(月曜日)
午前9時29分～午後2時15分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 末 永 義 美 委員 長 高 木 法 生 副委員 長
 竹 岡 昌 治 委 員 安 富 法 明 委 員
 山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
 岡 山 隆 委 員 杉 山 武 志 委 員
4. 欠席委員 な し
5. 委員外出席議員
 荒 山 光 広 議 長
6. 出席した事務局職員
 石 田 淳 司 議会事務局 長 阿 武 泰 貴 議会事務局 係長
 篠 田 真 理 議会事務局 主任
7. 説明のため出席した者の職氏名
 波佐間 敏 副 市 長 高 橋 睦 夫 病院事業 管理者
 田 辺 剛 総 務 部 長 杉 原 功 一 市民福祉 部長
 三 戸 昌 子 会 計 管 理 者 白 井 栄 次 上下水道 局長
 安 村 芳 武 病院事業 局管理 部長 松 永 潤 消 防 長
 有 吉 武 士 消 防 次 長 岡 田 健 二 上下水道 局次長
 竹 内 正 夫 総 務 課 長 佐々木 昭 治 財 政 課 長
 中 嶋 一 彦 市 民 課 長 池 田 正 義 地域福祉 課長
 古 屋 壮 之 高 齢 福 祉 課 長 岡 崎 基 代 監査委員 事務局 長
 岡 崎 輝 義 管 理 業 務 課 長 古 川 和 則 市立病院 事務 長
 西 山 宏 史 美 東 病 院 事 務 長 平 井 信 治 郎 経営企画 室長 補佐
8. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時29分開会

○委員長（末永義美君） ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。

それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案16件につきまして、審査いたしたいと思っておりますので、御協力のほどよろしく願います。

早速審議に入ります。

最初に、議案第71号平成30年度美祢市水道事業剰余金の処分について、及び議案第72号平成30年度美祢市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。関連がありますので、執行部より一括しての説明を求めます。岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 議案第71号平成30年度美祢市水道事業剰余金の処分について、及び議案第72号平成30年度美祢市水道事業会計決算の認定について説明をいたします。

決算書1ページ、2ページをごらんください。平成30年度美祢市水道事業決算報告書です。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入は、上の表の第1款水道事業収益の決算額の欄をごらんください。消費税込みで7億6,526万3,784円でございます。

一方、支出は下の表の第1款水道事業費の決算額の欄をごらんください。消費税込みで7億3,246万6,507円でございます。

この結果、消費税込みの収入支出の差引額は、ここには明記しておりませんが、3,279万7,277円の収入の超過であります。しかし、消費税差し引き後は、のちの損益計算書で説明いたしますが、852万603円の純損失となりました。

では、決算書3ページ、4ページをごらんください。資本的収入及び支出でございます。

収入は、上の表の第1款資本的収入の決算額の欄をごらんください。4億9,839万7,280円でございます。

一方、支出は下の表の第1款資本的支出の決算額の欄をごらんください。8億4,046万8,957円でございます。

この結果、3ページの下にございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足す

る額3億4,207万1,677円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,091万1,073円、過年度分損益勘定留保資金1,689万1,677円、当年度分損益勘定留保資金2億1,137万1,243円、及び建設改良費積立金7,289万7,680円で補填いたしました。

続きまして、財務諸表について御説明させていただきます。決算書5ページ、6ページをごらんください。平成30年度美祢市水道事業損益決算書でございます。6ページの下から4行目をごらんください。

当年度は852万603円の純損失となりました。

前年度繰越利益剰余金3,168万1,532円から当年度純損失を引き、その他未処分利益剰余金変動額7,289万7,680円を加えた結果、一番下の行になりますが、当年度未処分利益剰余金は9,605万8,613円となりました。

次のページ、決算書7ページ、8ページをごらんください。平成30年度美祢市水道事業剰余金決算書です。

8ページの利益剰余金の建設改良積立金の当年度変動額の欄をごらんください。

先ほど、資本的収支及び支出の説明におきまして、補填財源としまして、建設改良積立金を7,289万7,684円使用いたしました。使用した後は、その隣になりますが、同額が未処分利益剰余金として計上されます。これが、損益計算書で説明いたしました、その他未処分利益剰余金変動額です。

ここで、次の9ページをごらんください。

議案第71号平成30年度美祢市水道事業剰余金の処分についてであります。平成30年度美祢市水道事業剰余金処分決算書（案）です。

このたびの剰余金処分は、当年度末残高の未処分利益剰余金9,605万8,613円のうち、資本的収支に対する不足額の補填財源として使用しました7,289万7,684円を資本金に振りかえることにより処分し、残り2,316万929円を繰越利益剰余金とすることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により市議会の議決を求めるものであります。

続きまして、事業の報告をいたします。決算書13ページをごらんください。

このページの中ほどに記載しておりますが、平成30年度は合併以来の懸案事項でありました3地域の水道料金体系の統一を行いました。

新料金に係る給水条例改正を平成30年8月1日に施行、実質的には平成30年

10月の検針分から新料金を適用いたしております。

このたびの料金改定は、3地域の料金体系の統一に主眼を置いておりまして、10月分から3月分までを昨年度と比較しました結果、実質改定率は101.4%となりました。

次に、このページの(ロ)資本的収入及び支出をごらんください。

資本的支出では、於福田代地区未普及解消事業工事を行い、こちらは令和元年度の給水開始を目指すところです。また、上野・秋吉地区水道統合整備工事、豊浦・新豊浦ポンプ所改修工事並びに老朽管布設替事業として、国行地区、於福地区、厚保地区、大田地区の配水管布設替等の工事を行いました。

次に、15、16ページをごらんください。建設工事の概要でございます。

上の表でございますが、平成29年度からの繰越分につきましては、上野・秋吉地区水道統合整備に伴う仮配水管布設(1工区)工事ほか4工事で、計4,783万4,280円、次に、下の表ですが、平成30年度事業としまして、入見配水池増補改良工事ほか36工事で、次のページの17、18ページの下になりますが、計4億1,932万5,320円を執行いたしました。

続きまして、業務について説明いたします。次のページ、19ページの上の表をごらんください。市内全域での事業量です。

平成30年度の、2、年度末給水戸数は1万207戸、対前年比較で37戸の減少、3の年間配水量は334万3,680立米で、対前年比較で12万808立米の減少、5の年間給水量は264万5,974立米、対前年度比較で8万1,395立米の減少となりました。7の有収水量——有収率ですが79.3%となり、前年度より0.41%改善いたしました。

また、決算概要資料の最終ページの29ページに3地域のセグメントごとの営業収益等報告しておりますので、またお目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○委員長(末永義美君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。質疑はよろしいでしょうか。三好委員。

○委員(三好睦子君) 18ページなんですけど、業者名が書かれてありますが、これは全て美祢市内の業者の方でしょうか。お尋ねいたします。

○委員長(末永義美君) 今の質疑・答弁の前に、竹岡委員におかれましては監査委

員でありますので、御発言のほうをお控えくださいますよう、よろしくお願ひします。

申し訳ありませんでした。岡田上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡田健二君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

基本的には全業者、市内及び準市内業者となっております。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 基本的にはって言われましたから、全部市内ということですよ。

○委員長（末永義美君） 岡田上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡田健二君） 質問にお答えします。

表の一番下段の1業者のみ、これは、この業者しかできない工事が入っておりますので市外となりますが、そのほかは市内及び準市内業者となっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。高木副委員長。

○副委員長（高木法生君） 監査意見書の15ページに、ちょっと文言として載っておるんですけども——記載がありますが、有収率を見てもと、ことし——30年度、0.4%上昇して79.1%となっております。類似団体との比較を見てもと82%ということで、低い数値を示しておるところでございます。

依然として、施設あるいは管路の老朽化による漏水というものが発生しているのかなと、そういった状況であると思われま。

そこで、1件お伺いしたいと思うんですが、年間どれくらいの漏水箇所というのが発生しているのか、わかればお願ひしたいと思います。

○委員長（末永義美君） もしすぐに答弁できなければ、また時間を置きましょうか。よろしいですか。岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、私のほうで調べましたのが、配水及び給水費の修繕の部分について、ちょっと確認をとっております。

まず、美祢地域におきましては、配水管の修繕を93カ所、そして、給水管等を114カ所修理をいたしております。それと、美東地域につきましては、配水管を

23カ所、給水管等を36カ所修理しております。秋芳地域につきましては配水管を16カ所、給水管を20カ所を修理しております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 高木副委員長。

○副委員長（高木法生君） ありがとうございます。漏水箇所も、なかなか発見しにくい難しいものと思っていますし、一つの箇所を閉めれば片方が負荷がかかってくるということですね。大変だろうとは思いますが、こういったことで二次災害的にもつながるんじゃないかなとも思いますが、その点は、実際にそういったことがあったのかどうか、もしわかれば。

○委員長（末永義美君） 岡田上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡田健二君） 高木副委員長の御質問にお答えします。

二次災害的には、特段漏水が原因で交通等の被害、その他に影響を及ぼした事例は今のところ把握しておりません。

○委員長（末永義美君） よろしいでしょうか。ほかに質疑のほうはございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 19ページに業務の事業量、上水ですけど、水道事業における今後の収益ですね。それを見ると、なかなか病院事業もそうですけど、傾向としては同じような傾向に、人口減少のもとでなっていくかなという、この数字的に見られますね。

年度末給水人口、これも588人給水人口が減ってきてますし、給水戸数も37。これが、今後5年、10年たったときにどうなんかっていうこと。

また、有収率も経年劣化で有収率も減ってくる。さらには石綿管などですね、昔50年前に布設したこういったものも老朽化して、当然、水が漏れてくるところのものが非常に経年劣化で増えてくる。

そういった面においては、なかなかいい所が見えてこない中であって、こういった中で、本当に医業収益が上がって——水道収益がね、上がってくるかということを本当に危惧するところですよ。

皆さんも、そのように思われていると思いますけれども、今後、資本的な投資として、今回、田代のほうに水道布設しましたよね。これは必要なことであって、今後、人口が減っていく中であって、さらにこういった投資的経費である——田代は

やりましたけど、それ以外に、これから新規に水道管を布設するところのものがあるのかどうか。

それと、今後の給水人口が減少する中であって、水道事業としての今後の方向性というのはどういった方向に進んでいるのかどうか、この辺についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） 岡山委員の御質問にお答えいたしたいと思います。

質問につきましては、新規の給水箇所が今後あるのかということと、今後の見通しということであったらうかと思えます。

最初の新規の給水区域の拡大ということについては、現在のところでは予定はいたしておりません。

それから、今後の水道事業の推移ということでございますけれども、水道事業につきましては御承知のとおり、住民の命を支える、なくてはならないインフラの一つでございます。給水人口の減少とともに、節水の意識高揚ということと、あとは飲料水のペットボトル購入ということで、おっしゃったとおり、今後、収益の減が見込まれておるというところでございます。

また、そういう状況下でありますけれども、365日24時間、蛇口をひねればいつでも安全で安心な水が出てくるという状態を確保し、維持をするということが求められている状況の中で、それに加えて、今後祖父ヶ瀬のポンプ場の老朽化した部分の更新、それから秋吉地区の硬度低減化を実現させるための上野・秋吉地区の水道統合整備事業、それから、おっしゃったとおり老朽管の改修、石綿管も含めましての、そういった優先順位の高い事業が今後も控えておりますので、経費の増大は避けることができない状況にある中ですが、こういった状況の中でありまして、財源の確保、昨年度、料金の改定ということもございましたけれども、そういったことを図りながら、財源を確実に確保に努めるとともに、施設の統廃合、それから安価な方法の選択など費用を抑える工夫をいたしながら、経営的に配慮してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。水道水で蛇口をひねれば、本当にその水を使うことができる。非常にありがたいことですよ。水道水はなくてはなら

ない命のインフラでもありますし、今後とも鋭意努力していただきたいと思います。

しかし一方、今後は、収益とか見ていけば、収入に対しての支出が、今言われたような投資的経費なんかがたくさん出て、なかなか収益は上がらないということで、また料金の統一も努力されてできてきましたけれども、今後どう——水道料金も統一されて、美東・秋芳地域は、水道料金がこういった厳しい状況の中でも減ってきたわけです。

しかし一方、大きな企業に対しては、50ミリ管以上は水道料金上がっています。また、我々15から20ミリ管を使っている家庭においては、基本的には下がって——わずかですけど下がっている、美祢はちょっと上がりましたがね。

そういう面で、よくこういったところを維持してるなということ、努力されているということはよく理解します。

今後の見通しとして、この水道料金が、収益が、給水人口どんどんどんどん減っていく中であって、そして、経費が今申し上げたようにかかってくる。そういった中であって、今後15とか20ミリ管を使う一般家庭への水道水は値段が大きく上がっていないですけども、今後5年ぐらいたてば、かなり収益的な経費の部分で経費が出て行くことがたくさんあって、なかなか負担金とかで埋められないような状況になる可能性があると思ってます。

そういう面で、今後水道料金、ずっと最近上がってないですけど、今後の水道料金の値上げについては、よく市民の皆さんに理解してもらわなくちゃならないし、まだまだ大きな赤字にはなっていないですけど、今後その辺のところを市民の皆さんにわかりやすく説明しておかないと、急に言って抵抗されて大きな反対になるようなことになってはならないし、また、水道がしっかりと運営していかななくては、私たちの命のインフラである水道がうまく運営できませんので、そののところに關しては、どのような見方でおられるかお尋ねしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

今はまだ大きく赤は出てないけれどもということですけども、非常になかなか財政状況、厳しい状況にあります。

水道事業につきましては公営企業でございますので、水道事業で得た収入で費用

を賄わなくてはならないということが法律でも規定をされておるところでございます。

したがって、最大の収益を確保する手段といたしましては、料金ということになろうかと思えます。

昨年度、平成30年度、料金の改定を一部行ったわけでございますけれども、この改定につきましては、これまで3地区の3種類の料金の体系を一つの体系に整えたということで、非常に大きな成果があったものと考えておるところでございますけれども、一方で、料金改定に当たりまして開催をいたしました料金審議会におきましては、平均改定率が18.15%程度となるような料金改定が望ましいという結論に至るというふうな答申をいただいております。

ただ、その一方で、今回の改定、昨年度の8月の改定では改定率2.3%の改定率であったというふうなことでございまして、30年度の実績値といたしましては、1.4%という結果になったところでございます。

先ほども申しましたとおり、今後の経営状況は厳しくなっていくわけですが、今回、料金の審議会で行われました内容につきましては、その当時の財政状況と向こう4年間の将来的な負担を考慮した上で導き出された18.15%ということであるという認識をいたしております。

今後の安定的な経営を実現させるためには、近いうちに18.15%ということも視野に入れた検討をしていかなければならないのではないかとこのように考えておるところでございます。

その当時、いろいろ水道局の考えを各地域に伺いまして説明会も行っておるところでございます。多く御意見も承りました。そういうことを踏まえまして、またそういう18.15%という部分の料金改定について、再度また市民の皆様方に説明をいたしまして理解をいただくということの努力はしていかないとはいけないというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 水道料金改定の会議とかも行っているようですが、今後これについては、しっかりと市民の皆さんによく見れるように、わかるようにしていただきたいなと思っております。

そういった中で、ちょっと心配なのは、今回、結構、大手会社の50ミリ径の水道料金を結構——かなり上げてますよね。それで、今後また、さらにまたそれを十七、八%上げるとなると、ちょっとどうかなと思います。

心配なのは、そういったところの大量——多く使う企業は、自分のところの水を、今後いろいろ、ろ布を通して処理して、そういった工業用水用に施設をつくって使えば、本当に市のそういったところの収益がちょっと下がってくる。そういった懸念もちょっとあるかなと思ってます。

その辺について、50ミリ以上の径の料金の改定については、どのような方向性なのか、この辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。

昨年度におきまして料金改定をいたしましたものは、13ミリから150ミリまで、各種口径によって料金を定めておるわけですが、前回の料金改定は、大口径についての料金改定を行っておるところでございまして、小口径につきましては前回はとどまっているという状況でございまして。

したがいまして、大口径につきまして、当初の目的を果たした部分については、再度の値上げということについては今考えておりませんので、今後、料金改定に大きくかかわるところは、13ミリあるいは20ミリという一般御家庭で比較的多く使っておられる口径の料金にかかわる部分が対象になってくるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ここで一段と、水道水を使う会社にさらに負荷をかけるようであれば、今、美祢市における企業がよそにまた出て行かれるようなことがあってはなりませんので、多少ともその辺については配慮していただきたいということで、次期にはそういったことは考えておらないということをお聞きしました。そういった方向でしっかりと進んでいただきたいと思います。

それで今後、収益に関しましては、まだ状況見てみますと大きな赤字にはなっていない。今後、できるだけ審議会等で、料金の改定については、まだまだ大きな赤字になっていないということで、この辺については、どこまでのところまで、収益的

収支が厳しくなってきた場合に料金の改定を行っていくかどうか。大体どの辺を想定して改定をする方向であるかということ、ある程度方向性は決まって、どの辺かになっていく。もし決まっておればお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（末永義美君） よろしいでしょうか。白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） ただいまの岡山委員の御質問でございます。

まだ具体的なものをお示しするには時期尚早だというふうに思いますけれども、今現在、平成26年度に美祢市の水道ビジョンを策定いたしております。

今、後継の計画を策定中でございますけれども、その中では、あわせて経営戦略という国が示しております考え方も踏まえて、水道ビジョンという形でまた改定をしようと考えております。

その中で、具体的な将来の推計を見定めていく中で、その辺は配慮したいというふうに思いますので、今の段階では、ちょっと具体的な内容については触れることについては時期尚早というふうに思いますので、御理解をいただけたらと思います。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 岡山委員並びに各委員におかれましては、ただいま決算の認定についてでありますので、将来展望のほうは、またちょっと席をかえてよろしくお願ひします。

そのほか質疑は。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 今、料金についてはいろいろと出ましたけど、私は水量のほうをちょっとお尋ねしたいと思います。

19ページの業務のほうなんですけど、水量ですね、配水量と給水量。これが結構な——大幅に落ちていると。

私これは、料金の統一絡みで使用量を抑えられた方がたくさんいらっしゃるのかなというふうに思い、各地区のを見ましたが、そう偏ったこともないと。何か原因的なところがあるのかなという思いがします。

使用量が落ちれば、先ほど来、経営がなかなか厳しいというのが、より一層厳しくなってくるんじゃないかなという思いがしまして、これの要因として思い当たるところがあれば教えていただきたいと。

それともう1点、先ほどの高木副委員長のほうからもお話がありましたが、有収

率、これですね、現在79.13%ということで、増減的にはわずか上がっております。

しかし、近隣の他市に比べますと、以前もちょっと質問させていただいたんですが、まだ最低10%以上足りないという状況であります。漏水というほかに、考えられる要因があれば教えていただけたらと思います。

○委員長（末永義美君） 岡田上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡田健二君） 杉山委員の御質問にお答えします。

ただいまの御質問ですが、漏水が基本的には主な要因となって、これにつきましては、管内の配水管路がかなり老朽化が進んでる部分もございまして、将来的には配水管の布設替等も含めまして、計画的に漏水対策を行っていかねばならないというふうに思っておりますが、今現在につきましては、今年度より漏水調査のほうにも力を入れまして、鋭意、漏水箇所を修繕していくという取り組みをいたしておるところでございます。

したがいまして、今年度はかなり成果が上がっているのではないかというふうに自負しております。

その他の原因につきましては、計測機器の点検・修理等もしまして、基本的な水量が正しいのかどうか、その辺も行っております。それにつきましても、正しい数字で計上されるものというふうに思っております。

○委員長（末永義美君） もう1点。岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、有収水量——給水水量が減ってるというところなんです、私もちょっと調べてみました。

昨年度に比べまして8万1,395立米ほど減っているかと思えます。このうち、まず一般家庭であります口径13ミリの年度間の使用量が約4万3,000立米、口径20ミリの年間使用水量が約5,400立米の計4万8,600立米ほど減っております。

この減少の約60%が一般家庭の年間の給水量の減と——減少というところになっておるので、こちらが主な原因と思われれます。

それと、私独自でちょっと調べたんですが、最近、一般家庭におきましては、まず子どもが進学等で親元を離れていくというところで、夫婦だけ等になりますと、

かなり有収水量——使用する量が減ってきていますので、こういったことも原因になろうかと思えます。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんでしょうか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 13ページから15ページになるんですけど、上水道の硬度低減化の件ですが、平成22年ごろだったと思うんですが、美東と秋芳が合同で硬度低減化を早くしてくださいっていう署名をしているんですが、おかげさまで美東は早くしていただいて、住民の方感謝しておられますが、秋芳の方が「早くしてくれんと、もう命がないで」という言葉を聞くんですが、進捗状況っていうか、どうなってるのかということをお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 岡田上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡田健二君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

秋吉地区の硬度低減化につきましては、先般の委員会でも資料でお示しいたしましたとおりの状況で、順調に今のところ推移している次第でございます。

最終的には、令和4年度の完了を目指して、鋭意施工をしているところでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員、今の御質問の発言の中で、水道に関して、命がないと。命がないという表現がいろんな意味で解釈されますので、ちょっと極端な御発言だと思いますけど、その辺は……。よろしくお願いします。

○委員（三好睦子君） 申しわけありません。生きている間にやってほしいっていう意味だと思って……。命がないと、その会話を取って、済みません。住民の皆さんのそのままだを言ってしまうと、済みません。早くしていただきたいと思えます。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 41ページの企業債明細で、上水道における財務省財政融資資金、いつかもちょっとお話したことがあるんですけど、金額はもう2億、3億と借りられまして、そういった中で、未償還残高ですね、今残っている金額も決算書の中には書かれておりまして、平成6年頃に借りた分は利率が3.65。今、長期金利でもマイナス金利の状況ですけれど、3.65をずっと令和6年まで返していかなくちゃならないと、こういう財政融資資金等もありますよね。

それを金額にしていけば、利息というのは、かなり大きなものになってくると思
ってます。

それで、最近においても平成28年ぐらいに借りた分についても0.3、0.
8とか低くはなってますけど、ただ今は、金利がマイナス長期金利の状況の中に、
0.3とか0.8とか言ってもかなり高い、私は利率と思ってます。

これに関しては、従来どおりに着実に年度ごとに返していかれているとは思っ
てますが、逆に、特に利率が高い額——大きな金額を借りて、利率が高いところを
早めに返して利息を払わなくて済むような、こういった対応策というものは何かさ
れているのかどうか、この辺について、ちょっと今回の決算を見て特に感じました
ので、よろしくをお願いします。

○委員長（末永義美君） 岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えします。

以前、平成20年から何年かは、利率が高いものは補償金免除の借換債というの
を活用しまして、利率が高いのは借りかえることによって抑えることができいま
す。

今現在なんですが、そういった同じような補償金を免除する繰上償還っていう制
度は、私のほうで調べましたら、上下水道コンセッション推進のための補償金免除
繰上償還というメニューしか、今ございません。それを使わなければ、もう補償金
を払って、そして独自に借りかえるということしかできませんので、その補償金の
額を払ってまたさらに借りかえると、逆に金額が高くなるというところがございま
すので、そのあたりはちょっと難しいかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 財務省の財政融資資金の中で、平成29年に最近借りた分
ですけど、これが利率が0.8なんですよね。結構高いんです。それで、未償還高が
1億1,320万円なんです。これ、令和39年まで結構長い期間、お金を返して
いかなくちゃならないということで、これが令和39年まで、もし償還終了期まで
払えば、0.8だったら約2,000万円近い利息を返していくようになるんです
よね。だから、その辺について特にこういった……（発言する者あり）0.8、な
ってない。なってないけど令和39年まで支払いします。3%とか、今最近ほとん

どないですけど、平成29年に借りた分については利率が0.8。0.8でみんな低いと思ってますけど、実際これですね、今は我々が預貯金しても0.01、年金入っておった方は0.21ですか、そんな感じなんです。それで、0.8ということも低いようだけど高いんです。これが令和39年まで払えば、約2,000万円のお金を——利息を払うようになるんですよ。

だから、こういったところの感覚——経営感覚で、こういったところも見逃さないで、こういった金額を1億1,300万円ありますから、どうこれを早く返していく。もう当たり前、順当、毎年決まった額をこの利率で返していくのか、それともちょっと多めに利息がかからんために、こういった返済をしていくかどうか。この辺については、もう従来どおりにやりますよと、令和39年になっても利息が2,000万になっても払いますよと。こういった感覚でおられるかどうか、これについてお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたしたいと思います。

先ほど岡崎管理業務課長のほうからも申しましたけれども、高い利率の償還につきましては、かつては、そういう補償金免除で借りかえるということもできた時期もございましたけれども、今メニュー的には、先ほどないというお話はさせていただいたところがございますけれども、仮に、この補償金を払ってまで前倒しして返済していくということは、逆にトータルで見ると余計に不必要なお金を支出してしまう可能性があるというところがございますので、これはもう決められた形の中で返済をしていくことを基本にして、そういうチャンスがめぐってくればそのチャンスに乗かってということはあるかと思っておりますけれども、原則論とすれば、決められた形の償還を続けていくということがよいのではないかというふうな判断でございます。

○委員長（末永義美君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それではまず、議案第71号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第72号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第73号平成30年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 議案第73号平成30年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定について説明をいたします。

決算書1ページ、2ページをごらんください。平成30年度美祢市公共下水道事業決算報告書です。

まず、収益的収入及び支出でございます。収入は、上の表の第1款下水道事業収益の決算額の欄をごらんください。消費税込みで5億6,838万5,810円でございます。

一方、支出は、下の表の第1款下水道事業費用の決算額の欄をごらんください。消費税込みで5億2,956万3,902円でございます。

この結果、消費税込みの収入支出の差引額は、ここには明記しておりませんが、3,882万1,908円の収入の超過であります。消費税差し引き後は、のちの損益計算書で説明いたしますが、3,408万3,513円の純利益となりました。

続きまして、決算書3ページ、4ページをごらんください。資本的収入及び支出でございます。

収入は、上の表の第1款資本的収入の決算額の欄をごらんください。2億9,328万9,500円でございます。

一方、支出は、下の表の第1款資本的支出の決算額の欄をごらんください。4億1,051万4,166円でございます。

なお、6月議会で報告いたしました浄化センター改築更新工事の事業費のうち、3,300万円を令和元年度に繰り越しております。

この結果、3ページの下にございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,722万4,666円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額473万8,395円、及び過年度分損益勘定留保資金1億1,248万6,271円で補填をいたしました。

続きまして、財務諸表について御説明させていただきます。

決算書5ページをごらんください。平成30年度美祢市公共下水道事業損益計算書でございます。下から3行目をごらんください。

当年度は3,408万3,513円の純利益となりました。

前年度繰越利益剰余金6,366万9,038円を加えた結果、一番下の行になりますが、当年度未処分利益剰余金は9,775万2,551円となりました。

次のページ、決算書6ページ、7ページをごらんください。平成30年度美祢市公共下水道事業剰余金計算書です。

ページ中ほどの当年度変動額の合計は、7ページ一番右の資本合計の列をごらんください。2億2,524万6,513円でございます。内訳は、6ページの資本金の列で、一般会計出資金として1億9,116万3,000円を受け入れております。

次に、7ページの未処分利益剰余金の列をごらんください。

当年度純利益3,408万3,513円を加えまして、当年度未処分利益剰余金は9,775万2,551円となりました。

8ページをごらんください。

平成30年度は、この未処分利益剰余金をそのまま繰り越しますので、剰余金の処分案は、このたびは提出しておりません。

続きまして、事業の報告をいたします。13ページをごらんください。

建設工事の概要について御説明いたします。

平成30年度の主要なものは、工事請負費の中では、上から4行目の下村準幹線管渠布設工事、委託料につきましては、6月議会で報告しましたが、令和元年度に3,300万円繰り越したものを除きました美祢市浄化センター改築更新工事委託に関する協定及び美祢市公共下水道ストックマネジメント基本計画策定業務委託で

ございます。

工事請負費と委託料合わせまして、一番下の行になりますが、1億2,429万260円でございます。

14ページをごらんください。

業務量について御説明いたします。1、年度末未処理区域面積は、下村地区で工事を行っていますが供用開始には至っておりませんので、昨年同様、627.93ヘクタールです。2、年度末管渠整備延長は11万4,624メートルとなりました。6、年度末水洗化戸数は3,620戸で17戸の増加となりました。7、年間処理水量は108万278立米で7,065立米の減少、8、年間有収水量は89万815立米で3万1,850立米の減少となりました。9、有収率は82.5%となりました。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、議案第73号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時25分休憩

午前10時40分再開

○委員長（末永義美君） 休憩前に続き、会議を続けます。

続きまして、議案第74号平成30年度美祢市病院等事業会計決算の認定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） それでは、議案第74号平成30年度美祢市

病院等事業会計の決算について御説明させていただきます。

最初に、美祢市病院等事業会計の決算総計について御説明申し上げます。

2ページ、3ページをごらんください。

まず、収益的収入及び支出についてであります。

収入において、第1款病院事業収益が決算額32億3,186万8,580円となり、予算額に対して5,747万420円の減となっております。

続いて、第2款介護老人保健施設事業収益では、決算額3億7,867万5,480円で、予算額に対して1,620万2,520円の減となっております。

最後に、第3款訪問看護事業収益では、決算額は3,945万4,017円で、予算額に対して1,737万3,983円の減となっております。

合計いたしますと、収入決算総額36億4,999万8,077円となります。

一方、支出におきましては、まず、第1款病院事業費用が決算額34億2,298万6,777円で、不用額が1億5,183万1,223円となっております。

続いて、第2款介護老人保健施設事業費用が決算額3億7,730万1,136円で、不用額が1,741万9,860円となっております。

最後に、第3款訪問看護事業費用が決算額5,061万6,078円で、不用額が481万4,922円となっております。

合計いたしますと、支出決算総額は38億5,090万3,991円となります。

この結果、収入支出の差し引きは、決算書には出ておりませんが、2億900万5,910円の損失となりました。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

まず、第1款病院事業資本的収入が決算額3億9,265万3,000円、予算額に対して250万円の減となっております。

続いて、第2款介護老人保健施設事業資本的収入は、決算額4,692万3,000円となっております。

合計いたしますと、決算額は4億3,957万6,000円となります。

一方、支出におきまして、第1款病院事業資本的支出が決算額5億2,384万4,540円で、不用額は437万9,460円となっております。

次に、第2款介護老人保健施設事業資本的支出は、決算額3,252万8,

836円で、不用額164円となりました。

合計いたしますと、決算額は5億5,637万3,376円となります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が1億1,679万7,376円となります。この資本的収支における不足額の補填に関しまして、のちほど、お手元の竹岡議員資料要求への対応により御説明いたします。

続きまして、病院等事業の施設ごとの平成30年度の経営状況について御説明をいたしたいと思えます。

38ページ、39ページ、美祢市立病院の決算状況についてであります。

まず、病院事業収益は19億386万4,290円で、対前年度比で3,675万7,134円、1.9%の減となっております。

このうち、病院医業収益は15億8,585万6,900円で、対前年度比4,267万3,471円、2.6%の減となっております。

なお、病院医業収益のうち、入院収益については9億8,486万814円、入院患者数の減により、対前年度比3,823万9,156円の減、また、外来収益は4億2,759万9,278円で、外来患者数及び診療単価の減により、対前年度比1,886万5,210円の減となりました。

患者数については、入院について、延べ患者数が3万8,650人で、対前年度比4,143人の減、また、外来につきましては、延べ患者数が3万8,363人で、対前年度比970人の減となっております。

その他医業収益は1億7,339万6,808円で、対前年度比1,443万895円の増となっております。

次に、病院医業外収益ですが3億73万236円で、対前年度比480万6,067円の増となっております。

次に、病院経営改革事業収益であります、これが1,727万7,150円となっております。

一方、支出におきましては、病院事業費用は20億7,699万8,450円で、対前年度比で2,344万4,045円、1.1%の減となっております。このうち、病院医業費用は19億6,249万8,064円で、対前年度比2,595万7,984円の増となっております。

次に、病院医業外費用は5,596万5,497円で、対前年度比528万5,

505円の減となっております。

続いて、病院経営改革事業費用は5,787万889円で、対前年度比202万8,524円の減となっております。

以上の単年度経常収支といたしましては、1億7,247万160円の経営損失となりますが、過年度の非常勤医師賃金を清算するため、66万4,000円を特別損失として計上したため、1億7,313万4,160円が当年度の純損失となります。

続きまして、次のページ、美祢市立美東病院の決算状況について御説明いたします。

まず、病院事業収益では13億3,116万9,364円で、対前年度比639万1,719円、0.5%の減となっております。

このうち、病院医業収益は10億2,114万6,119円で、対前年度比872万5,284円、0.8%の減となりました。

なお、病院医業収益のうち、入院収益については6億9,524万3,215円で、対前年度比973万6,758円の減、また、外来収益は1億9,252万8,726円で、対前年度比1,207万2,648円の減となっております。

患者数につきましては、延べ入院患者数が2万8,640人で、対前年度比309人の減、また、外来患者数につきましては2万9,050人で、対前年度比1,652人の減となっております。

その他医業収益は1億3,337万4,178円で、対前年度比1,308万4,122円の増となっております。

次に、病院医業外収益ですが3億1,002万3,245円で、対前年度比233万3,565円の増となっております。

一方、支出におきましては、病院事業費用は13億4,981万6,536円で、対前年度比4,793万9,334円、3.8%減となっております。

このうち、病院医業費用は12億7,924万7,446円で、対前年度比1,293万3,988円、1.0%の増となっております。

次の病院医業外費用は5,572万6,597円で、対前年度比235万3,400円の減となっております。

続いて、病院経営改革事業費用は1,484万2,493円となっております。

以上の収支を差し引きいたしました1,864万7,172円が当年度の純損失となります。

次に、次のページ、介護老人保健施設グリーンヒル美祢についてであります。

まず、介護老人保健施設事業収益は3億7,826万7,133円で、対前年度比72万8,268円、0.2%の増となっております。

その内訳として、入所収益は3億230万2,839円で、対前年度比138万5,743円、0.5%の減となりました。

次に、通所収益は4,571万4,820円で、対前年度比45万9,247円、1.0%の増となりました。

利用者数につきましては、まず、延べ入所者数は2万4,639人で、対前年度比174人の減となっております。

次に、延べ通所者数は4,950人で、対前年度比383人の増となりました。

次に、事業外収益は3,024万9,474円で、対前年度比165万4,764円の増となっております。

一方、支出につきましては、介護老人保健施設事業費用が3億7,698万8,789円で、対前年度比で83万304円の増となっております。

以上の収支を差し引きいたしました127万8,344円が当年度の純利益になります。

次に、訪問看護ステーションについてであります。

次のページになります。

まず、訪問看護事業収益は3,935万8,619円で、対前年度比390万2,878円、9.0%の減となります。

このうち、訪問看護事業収益は3,642万1,012円で、対前年度比442万321円、10.8%の減となっております。

利用者数については、延べ4,580人で、対前年度比552人の減となっております。

次に、訪問看護事業外収益は293万7,607円で、対前年度比51万7,443円の増となっております。

一方、支出についてですが、訪問看護事業費用が5,052万680円、対前年度比305万6,344円、6.4%の増となっております。

このうち、訪問看護事業費用が5,002万3,677円で、対前年度比301万1,522円、6.4%の増となっております。

そして、訪問看護事業外費用が49万7,003円で、対前年度比4万4,822円の増となっております。

以上の収支を差し引きいたしました1,116万2,061円が当年度の純損失ということになります。

それでは、資本的収支における不足額の補填に関して、お手元の竹岡議員資料要求への対応により御説明いたします。

一番上のペーパーです。

1、補てん財源計算書の訂正についてということで読ませていただきます。

補てん財源計算書は、当該年度末時点での自由に運用が可能な資金の調達状況を表している。

平成29年度補てん財源計算書において、純損失が2億2,200万円余りとなり、損益勘定留保資金等の通常の補填可能額では、資本的収支の差引補填額を補填できなかった。

このため、本来自由に運用できないとされる退職給付引当金を、損益勘定留保資金及び過年度損益勘定留保資金として、補填可能額に算入した。

引当金そのものは、当面支出が見込まれないなら、資金の効率的な運用として補填財源として活用する余地はあると考えられるが、各団体において慎重に検討の上対応することとされているとなっております。

平成30年度においても、2億100万円余りの純損失が生じたため、平成29年度と同様に退職給付引当金を補填可能額に算入した。

しかし、本来自由に運用できない退職給付引当金を続けて補填可能額とすることは、自由に運用できる資金があるとの誤解を生む恐れがある。

そこで、実態を明らかにするため、退職給付引当金を補填可能額とは位置づけないこととしたい。

その結果、補填残高をマイナス表記とし、「補てん残高が不足する額は退職給付引当金で措置」と付記したいとあります。

2枚目を見ていただけますでしょうか。

平成30年度補填財源……（発言する者あり）2枚目のような形で直しました。

2枚目で今、一番右の備考欄に引当金繰入のところに横線を引いております。1億800万4,000円です。この引当金を外す。それによって、損益勘定留保資金のほうの計も変わります。

あとは、補てん可能額の欄の中の一番下、計の上に過年度損益勘定留保資金のところに、29年度3,500万、平成30年度9,900万とありますが、これを計上しないというところで、あと、差し引きの部分で訂正したのち、資本的収支、差引補てん額、Gの欄ですね、EマイナスFイコールGと書いておりますけど、Gの欄、マイナスが立ちます。そのまま補填、DプラスGで、Dがマイナスが立っておりますので、DとGを合計してマイナスで書かせていただくと。

その下については、「補てん残高が不足する額は、退職給付引当金で措置」ということで、実際としては、運用としてはこれを使っておりますので、これで措置しているということを表現しております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 本来なら、私は決算書に対しては監査意見書を出しておりますので発言は控えるべきだと思うんですが、本会議で市長の提案説明のところで質疑を申し上げまして、そして資料要求をいたしました。

実は、これをやりましたのは、監査の立場というのは、ある意味で意見を申し上げますし、勧告もできるんですね。しかし反面、指導もしなくちゃいけないというのが義務づけられております。

令和2年4月から、実は監査基準が大幅に変わります。そして、リスクマネジメント、それから、内部統制についてかなり入っていかなくちゃいけないというところで、実は来年の4月からの監査、いわゆる公営企業会計の今監査基準をまとめている段階だったんですね。

その点から見ても、この補填財源の表現っていうのはいかなものかということで、管理部とは調整はしておったわけではありますが、最終的には9月の6日だったと思います。監査室において、代表監査委員と私と事務局、そして、病院の管理部に来ていただきまして調整しました。そして、最終的には、やはり本当の姿を見せるべきだと。

この補填財源については、決算だとか損益計算書、貸借対照表、そういうものには全く影響はしませんし、キャッシュフローも影響しません。ただ、再投資するための補填財源がどういう状況になってるかっていうのを表すためですから、結果的には、一番最後に書いてありますように、退職給付引当金を食い潰したという形になっています。それもやはり明らかにすべきだと。でないと、その退職金の食い潰したやつをどういうふうに補填をしていくかということが大事であろうという観点から、今回は、（聞き取り不可）をきちんと表現するようにしました。

そうしますと、2ページ目に、皆さんに今回お示したように、今年度末は3億9,500万円ほど退職給付引当金を食い潰した形になっているということを表すようにいたしました。

それから、それを今度——これは補正予算にも影響すると思いますが、次の修正後、令和元年度の補填財源の修正案というのがありますが、そうしていきますと、一番下を見ていただいたら、努力をしながら退職給付引当金を戻していくという作業がしばらくあると思います。

公営企業法によりますと、こうした投資を一借でやるということはありません。どうしても、大幅な——何億という投資がもし必要になる場合は、恐らく一般財源からになるか、補填財源を使うと。

ところが、当市におきましては補填財源がないということで、当面、今管理部にお願いしてるのは、市長の提案説明の中に、実はこういう表現がしてあるんですね。「病院事業を取り巻く環境は、医療制度改革や医師を初めとする医療スタッフ不足の影響等から、まことに厳しいものがありますが、新美祢市病院改革プランに基づく基本方針を職員一人一人が自覚し、着実に実行していくことにより、市民の皆様が安心して適切な医療・介護サービスを受けることができるよう、引き続き努めてまいりたいと考えております」と、こういう提案説明があったんですね。

それに対して、私のほうから、病院改革プランの来年度の予定が損益分岐点にも達していないという話を申し上げました。

したがって、9月6日の日に管理部にお願いしたのは、少なくとも5年計画を立てて提示してくださいと。どういうふうに、この退職給付引当金を戻していくのかというお願いを今しておるところでございますので。

大変な数字が出てきたわけではありますが、1点だけ申し上げたいのは、貸借対照

表、損益計算書には全く影響しない数字でございます。

ですが、どういうふうな内部留保があるかという表現、これが計算書でございますので、監査のほうも苦しかったんですが、補填、いわゆる退職給付引当金をどのように今から償却していくかということも、せめて5年ぐらいの中期計画を出してくださいというお願いをしてとどめております。

以上、御理解いただいたらというふうに思っております。

○委員長（末永義美君） よろしくお願ひします。引き続き、本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 何点かお尋ねいたします。

24ページの薬品費なんですが、美祢市は県下でも医療費が高いということなんですが、この中で、なぜ高いのかなと思うんですが。

その一つの理由に、ジェネリックのこともあるらしいんですが、このジェネリックの使用割合っていうか、頻度——割合でしょうか。これが、この中のどこでわかるのかっていうことと。済みません、3回しか質問ができないのでまとめて質問いたします。

それから、39ページの委託料の内容について。

それと、36ページなんですが、研修費が年度によって、26年度、27、28、29、30と出ておりますが、これが高い低いがあるんで——金額的に増減があるんですが、この研修費の内容が知りたいのですが。

それと、28ページから32ページなんですが……。

○委員長（末永義美君） 三好委員、ここは一つずつ質問でよろしいですか。そのほうが答弁もしやすくなるので。

○委員（三好睦子君） まずは、ジェネリックの使用割合、医療費が高いのは薬代が高いんじゃないかということも聞きましたので、その件についてお尋ねいたします。

○委員長（末永義美君） 古川市立病院事務長。

○市立病院事務長（古川和則君） 三好委員の質問にお答えします。

この決算資料の中には使用量は出ておりませんが、市立病院におきましては、ジェネリック使用割合はずっと80%以上をキープしております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 西山美東病院事務長。

○美東病院事務長（西山宏史君） ジェネリックの使用割合、美東病院のほうは、今のところ10%程度ということで低い割合でございますが、この9月から、順次ジェネリック——後発薬品のほうに切りかえていくという手順を準備しております。

切りかえるべき薬品を納入していただく卸の業者ですね、リストアップを数カ月かけてやっておりますので、この9月下旬の薬事審議会、院内の機関なんですけども、そこで作業を進めてまいります。早急に市立病院並みのジェネリック導入率を目指そうと思っております。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 次に、このジェネリックと事務的に関係するのかなと思うんですが、36ページの研究研修費、これは薬について研究がされてるのかなと思ったんですが、実際はどんな内容なのでしょうか。年度によって費用の金額が違うんですが、これについてお尋ねいたします。

○委員長（末永義美君） 西山美東病院事務長。

○美東病院事務長（西山宏史君） 研究研修費でございます。

市立病院、美東病院、状況は同じであると思っております。多くが常勤医師の県外への学会出張、あるいは研究発表を聞きに行かれるっていうことが出費の大半を占めております。

ほかの医療職ですね、看護師、あるいはその他の技師っていいですか、コメディカルですね、理学療法士とかさまざまな職種がありますので、そういった専門職の方も出張に出向いて研究発表をしに行ったり、発表を聞きに行ったりというのがございます。主にそちらの経費に使っております。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 39ページになるんですが、委託料の内容についてお尋ねいたします。全般でもいいです。39ページに限らず、委託料はどんな内容があるかということですが。

○委員長（末永義美君） 古川市立病院事務長。

○市立病院事務長（古川和則君） ただいまの三好委員の質問にお答えします。

委託料につきましては、主に医事業務の委託料でありましたり、管理業務の委託料になっております。

当院におきまして、30年度委託料が減額となっておりますのは、MRIを購入

しまして、初年度の保守委託料が免除となっておりますので、昨年度は委託料が減額となっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 今、病院の入院患者さんの食品は日新食品でしたかね——とか業者が入っておられるのですが、これも入るんですか。

それと、事務員たちを見ましたら、カルテを持って行ったり、いろいろ受け付けですか、いろんな患者のきめ細かな仕事をしておられますが、その方たちはこの委託料に入ってるんでしょうか。それともどこにあるのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 西山美東病院事務長。

○美東病院事務長（西山宏史君） 入院患者様に提供する食事でございます。

これは、今業者へ委託をして、院内の一角で給食調理をしていただいております。比較的大きな委託料でございます。

それともう一つは、病院内では、通常クラークとかっていう言い方をするんですが、総合受付あるいは診療科ごとの受付に事務系職員が立っておられたり、電子カルテ導入前はカルテ等を持って、院内を書類を持たれて小走りに移動されてたという業務があるんですけども、そういった医事系の業務の委託をさせてもらっています。これも、割合高額といっっては何ですが、まとまった委託料となっております。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 28ページと32ページにかかるんですが、私は今回——皆さんの要望を受けまして子どもの医療費の無料化が進んでおりますが、これについてなんですが、28ページから32ページで受診年齢が出ております。

それで、子どもの医療費が年齢が9歳から19歳に分かれているので、小学校6年生は9歳ですかね——と中学生は15歳かなとちょっと思うんですが、これが、ちょうど当てはまるようにデータがほしいなと思うんですが、そのようなデータはできないのでしょうか。

今、急に言ってもわからないかと思うんですが、このデータが変えられるのかどうかお尋ねいたします。その診療科目と年齢ですが、どうでしょうか。

○委員長（末永義美君） 安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 質問にお答えします。

時間をいただければデータは出ると思います。すぐにはちょっと難しいと思えますけど。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） じゃあ後でお願いいたします。

それと、先日の末永議員の答弁の中にありましたが、患者が市外へ流れることが多いようなことの御答弁でしたが、それは別に、美祢市の病院が悪いというんじゃないで——悪いというのではないんですが、私が考えますに、日ごろのつながりではないかと思うんです。

また、私が一般質問しましたが、住民の方が診療所があるといいねと言われた中でもわかるんですが、いつも病院とのつながり、日ごろのつながりではないかと思うんですが、こうした日ごろのつながりで、病気になったら市内の病院に行こうねというふうになるのがいいのではないかと思うんですが、こうしたことは対応できないのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（末永義美君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 三好委員の御質問にお答えします。

実際、美祢市民の方が山口とか小野田の大きな総合病院に入院するという事は、かなりの方がそうされておる。これは、ひとえに専門の医療を受けるということで、三好委員も御存じのように、美東病院も市立病院も医師数が減ってまして、専門医が——外科なら外科、消化器内科とか、ある一定の専門医はいますけど、例えば皮膚科とか、そういった専門の常勤医はいません。そういった方は、やはり市立病院以外の病院で入院加療を受けるということになります。

それと、市民に市立病院を利用していただくというPRですけれども、それは地域包括ケアとも関係がございまして、市立2病院が地域包括ケアシステムの後方支援病院っていいですか、そういった立場を今からも——今まで救急なんかでそういう立場をとってたんですが、さらに、そういうことをよりはっきり打ち出して、市民の方に御理解いただくということをやっていききたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。高木副委員長。

○副委員長（高木法生君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

さきの一般質問でも申しましたけれども、今度は看護師の確保についてちょっとお伺いしたいと思います。

答弁では、奨学金の貸付制度が功を奏しているなという感じは受けております。

しかしながら、依然として、常時の看護師の募集をかけておられますよね。そういったことで、実際、あと何人、美東病院あるいは市立病院で足りないのか、数がわかれば。何人おったら充足するのか。

○委員長（末永義美君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 病院の評価っていいですか、それで10対1とか20対1とかいうあれがあります、基準がですね。そういう意味では、美東病院は大体今足りております。市立病院のほうが5人ほど不足しております。

○委員長（末永義美君） 高木副委員長。

○副委員長（高木法生君） わかりました。ぜひ、それが叶うように努力していただきたいと思います。

それから、先ほど竹岡委員もおっしゃいました。提案説明に文言が書いてありますけど、冒頭にも同じような文章、文言が書かれておりまして、また末尾にも書いてありますけれども、執行部の思いというのが伝わってはきておりますけど、これを周知させるというか、職員に。ソフト面大変だろうと思うんですけど、どういう周知の仕方をされているのか、わかれば。

○委員長（末永義美君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 今まで職員には、受診したい市立病院ということ、職員にそういう病院になるよう努力してほしいということは常々言ってきました。

そういうことも言ってきてるんですが、29年度、30年度の大幅な赤字、これはもう、幾ら口頭で常々言っってもなかなか効果が上がらないということで、そういったことプラス、今年度、つい最近、ちょっと前なんですが、美祢市立病院のほうが赤字が太いので、市立病院の医師に、なぜこういう赤字が膨らんできたか、その原因とそれから今後、その赤字を解消していく方法ですね、そういったのは、医師一人一人がどう考えているかということ、文章にして私に提出してくれるように頼んで、既にもう、私の手元に美祢市立病院の全医師の意見を持っております。

これをもう少しまとめて、医師に、全員同じ共有の考え方を持つということが大

切だと思うので、医師に報告っていいですか、周知徹底したいというふうに思っております。

それから、医師以外の職員には、こういった経営状況っていうのを認識してもらうために、病院の中のインターネット環境、ローカルインターネットですけど、サイボウズっていうところで事情を——こういう経営環境、それから努力目標とか、そういったことをサイボウズに記載して、各自にそれを認識してもらうということも近々行いたいというふうに思っております。

○委員長（末永義美君） 高木副委員長。

○副委員長（高木法生君） 管理者の思いがしっかり伝わるように、よろしく願いをしたいと思います。

それともう1点、三好委員の質問と重なるかもしれませんが、決算書を見てもみますと、入院、外来患者が減少しておるといことなんですけれども、美祢市の患者が全て、市内の開業医を含めて医療機関においでになるということは大変ありがたいんですけど、なかなかそうはいかないし、やはり、五、六十%が他の病院のほうへ出てしまうというような状況であろうと思うんです。

ただ、調べてみると、国保でしたら美祢市で数値が読めると思うんですけど、美東病院あるいは市立病院にどれぐらいの保険給付、療養給付がいつているのか。それを見れば、例えば、美東と秋芳の二つの病院に30%の患者数がいたら、5%上げれば、給付費は40億あれば、4%上げれば1億6,000万円か——そういった数字にもはね上がってくると思うんですよ。

そういった目標を持ってやられるというお気持ちがあるかないか、そういったことを、また、調べたことがあるのかちょっと教えてください。

○委員長（末永義美君） 安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 御質問にお答えします。

実際の患者の動きっていうのが、実のところよくわからないという部分がありましたので、国保と後期高齢者医療制度、両方ともに調べていきますと、国保は人数的にはかなり限りがあります。

病院の一番の患者である75歳以上の方が8割程度おられるわけですけど、その方々の動きについて広域連合からデータをいただいて、それを今解析中で、おおむねは出ておりますけど、それによって市外にどの程度行かれているのか。

今までは、例えば6割の方が市内、4割の方が市外ということであったときに、それが数%動くだけで全然違うというのはもう理解しておりますので、そのところを昔の割合——少なくとも昔の割合に早く戻すといったことってというのは一つの目標として掲げられるんじゃないかというふうに思っています。

それは、まだ院内には明確には示しておりませんが、そういうデータは随時いろんな院内の会議等に出しておりますので、その中で、目標というものを決めてやっていく一つの指標になるなというふうには考えております。

○委員長（末永義美君） 高木副委員長。

○副委員長（高木法生君） ぜひ、頑張って検討していただければと思います。

やはり病院と患者とは信頼関係にあると思うので、その辺も中心に考えられたらいかかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑ございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） このタブレットには、平成30年度補填財源計算書につきましてはここに書いてありますし、また今、竹岡委員が資料を配布してくださいということで修正案があります。

こういった中で、引当金繰入1億800万4,000円。これは、もうちゃんと消えてありますし、このタブレットの中の30年度補てん財源計算書、22ページですけれども、これにはちゃんとその数字が——引当金繰入がちゃんと消えてなくなっております。早速、対応をされておるということを感じております。

それで、補填財源残高が今まで合わせて、不足する額は退職給付引当金措置で3億9,562万円まで額が上がってますよね。これについても、本来、自由に運用できない退職給付引当金を続けて補填可能額として自由に運用ができる資金があるとの誤解を生む恐れがあるという、こういった指摘もありました。

この決算において、そういう自由に運用できない資金があるとの誤解を生むような状況であるとわかっておりながら、どうして三、四年間ぐらい、退職給付引当金として対応されてきたのか、背景はどういったものがあつたか、わかれば御答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 病院としては、独立採算で一定の繰入金をい

ただきながら経営していくということが基本でございます。その中で利益を上げていくと。それをもって、資金を用意して継続していくというのが基本であります。

そのような中で利益が出ずに、一定の患者数——利益を上げるための患者数に届かず赤字が生じた。利益剰余金がない中でどのような形で運営していくかっていったときに、実際には、通常は自由に運用できないとされている引当金なるものが、平成26年度退職給付引当金等引当金も実際に計上するようになりました。

その中で、引当金については、本来補填財源として利用すべきものではないというふうに言われていることを前提にしてですけど、実際に借り入れ等をするという、市中銀行から借りる、あるいは、一般会計から借りるといったようなことの前に、みずからの病院の中での資金を運用して、その中で実際の経営状況を改善しようという、そういったことを前提にして入れさせていただいたということでございます。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） こういった点については、しっかりと病院事業関係者の中で解決していこうという思いで、こういった対応をされたとは思っております。

それはそれでいいんですけど、だけどもう少し、やっぱり市長等の、市執行部のトップとの話し合いというのをもう少し——実態も当然わかって、市のほうも——行政のほうもわかっているとは思いますが、もう少しその辺については、退職給付引当金までなくて補填を入れて補填しなければならないという、こういった状況に陥ってしまったということ時点で、今後とも続く可能性があるわけですね。だから、そういったところを市のトップとのこの辺の話し合いでどうするかということ。こういったところの話し合いがあったのかなかったのか、その辺についてどうなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 2年間の大幅な赤字で、結局、退職引当金で補填しなければならなかったというのは、これは、29年度は、確かにもう大幅な赤字で、やむを得ず退職引当金で補填したんですが、30年度、昨年度ですね、業績が回復するだろうという、ちょっと甘い見方をしてまして、そういう意味で、2年度にわたって退職引当金を使用したわけです。これは、身勝手な考え方だったんですけど、29年度で引当金の補填は終わるだろうというふうに浅はかに考えておりました。

それと今後、退職引当金は補填財源に使用しないとなりますと、赤字の経営を、いかに赤字幅を少なくしていくかということについて真剣に取り組まなければいけないなと思っております。

先ほど、竹岡委員が将来5年にわたっての経営改善の何か方策をとということをお指摘されましたので、その点に関しましても、事業局並びに二つの病院の事務部ともしっかり話し合って改善計画を立てていきたいというふうに思っております。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） なかなかお答えにくいところ、答えていただきましてありがとうございます。

しっかりと、今後とも今回の決算内容等を踏まえながら、やっぱり病院事業等の管理責任者等を中心に医療関係はされると思いますけれども、また別な角度から、市のトップとそういったところの御意見等をしっかりと聞いて、少しでもいい方向に。議会側も今まで提案は——私も一般質問で少しさせていただきましたけれども、それがいいかどうか、ちょっとわかりませんが、そういったところをしっかりとアンテナ張って医業収益を上げていただきたいなと思っています。

私も企業、長年勤めておまして、やっぱり経営が本当に厳しい状況とかなれば、黒を出していても計上収支等を見て、またかなり売り上げが下がって、経常収支が下がったら、ボーナスは一気にドーンと下がって、もう10万単位ぐらい下がるわけですね。だから、本当にそういう面で上がったたり下がったりとかであります、公立病院ですから、なかなかそういったところのものというのは難しいところはあるのかなって思ひまして、なかなか固定費なんかも高どまりで、特に公立病院は進んでるから、医業収益はますます難しくなっているなということを感じております。

そういった面で、今後もう病院管理者等だけではなく、いろいろ——例えば、本当に公立病院に民間感覚のある、公立病院を立て直してきたという方もいろいろお聞きしますよね。そういった方を講師として、専従でつけるというわけにもなかなか経費もかかって難しいでしょうけれども、そういった方を美祿市に極力講師等で呼んでいただいて、また、看護師等もそういった講演を聞くことによって、医業収益を上げるための——病院は命を守っていくという、そういった技術は絶対大事ですけれど、それ以外にやっぱり経営しておるものですから、その経営がいい方向にい

くように——なるような考え方をしていくような講師を迎えていくことも私は必要じゃないかと思っておりますので、そういった方を迎え入れて、結構頻繁に迎え入れて、病院事業改革をさらに進めていくということも私は必要と考えておりますけれども、これについてどのようなお考えでしょうか、お尋ねしたい。決算からちょっと関連ですけど、よろしく。終わります。

○委員長（末永義美君） 今のは御答弁を求めますか。

○委員（岡山 隆君） それについて、ぜひちょっと対応していただければいいかなと思っておりますので、答弁いいです。済みません。

○委員長（末永義美君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 先ほどの今の補填財源のこと、ちょっと説明不足だったかと思えます。

昨年、実は監査は認めたんですね、管理部と話し合いの結果。それは、今管理者が言われたとおり、31年では取り戻せるだろうという想定のもとにやったんですが、一つだけ皆さん方に御理解いただきたいのは、公営企業法の中では、使ってはいけないとは書いてないんです。したがって苦しんだんです、解釈に。

ここに書いてあるように、すぐ使わない退職給付引当金だから、どうしてもお金がないときに一借をするよりは、それを有効にしたほうがいいよという感じの文章は受け取れるんですが、使っちゃいけないとかそういうのが書いてないために、実は監査も1年かかって苦しんだ結果、やはり、議会にはあからさまな数字をお示しして、そして、退職給付引当金をどれぐらい使ったのか、それをどういうふうな形で戻していくのかということにしようというのが、ことしの考え方です。

ですから、昨年とことしのちょっと監査のほうも考え方が変わったために、今の管理部のほうもやむを得ずこういう形になったっていうのは、当初、ちょっと説明が足らなかったかもしれませんが御理解をいただきたい。

再度繰り返しますが、公営企業法では使ってはいけないとは書いてないが、好ましくもないという表現も両方あって、非常に監査としても苦しんだところでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。安富委員。

○委員（安富法明君） 要求をした資料は出てきて説明がしてあるんですが、基本的

に、我々には病院の職員の年齢構成がどれぐらいかっていうのはよくわかりません。だけでも、かなり——合併当初、美東病院はよく言われたんですが、構成年齢が高かったっていうのもあるんですが。高いと退職給与引当金もありますし、給料の件も——給与の件もあります。当然人件費が高くなる。

それで今回、こういうふうな形で監査意見書も出てきて、指摘を受けた退職給付引当金なんですけれども、約4億程度のものを結果的に財布一つみたいな感じの扱いで使っちゃったっていうことなんですけど、ここに書いてあるような経営努力で返していければいいと思うんですが。

この見通しですよ、どういうふうに——我々は職員の年齢構成とかわかりませんし、どれぐらいのものが7億、8億程度だったのかな——ぐらいの中で、準備されておったのかっていうのが、もしお答えができればお聞きしたいというふうに思うんですけれども。

結局返せなくて、また一般会計からこの分をっていうふうなことを考えてとかになるんじゃないかとか。

○委員長（末永義美君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 職員の退職金の今からの増加に関してですが、過去10年間に、職員の給与ですけれども、年間2,000万円ちょっとずつ増加しております。10年間で2億5,000万円ほどです。

退職金は、確かに年齢がどんどんどんどん上がってまいりますので、それなりに退職金の引き当ても必要になってきますけど、今9億ほど退職引当金がございますから、それから急に何億もすぐに上がるというわけではございません。そういうふうに理解しております。

ただ、固定費の人件費の今からの増加に見合う収入っていいですか、要するに、病院の収支で収入を増やすことが一番の先決ですが、これをいかに増やしていくかという件に関して、なかなか難しい面もございますけど、これ、もうやらなきゃしょうがないという覚悟で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

固定費に関しましては、先ほど岡山委員も指摘されましたように、なかなか人件費を特に抑えるということも難しく、どちらかという、入院と外来から収益を上げるということが一番手っ取り早いということになると思います。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 賛成の立場で意見を言わせていただきます。

先ほどからありましたが、病院の経営が赤字になった、困難だという原因は自己責任でもなく、医療従事者の方たちの自己研さんでも解決できるものではないと思います。

国のとった政策——2004年ですか、国がとった政策、医療費が高くなるので、それを何とか抑えなければいけないと、どうすれば抑えられるかと。医師——お医者さんを少なくすれば抑えられるのではないかと、こういった方針で医師が少なくなっている、医療従事者も少なくなった——です。

ですから、病院の責任ではないと思いますので、そうしたことで、今度、病院事業管理者とか医師会で会合があると思いますが、こういった医師を少なくしないように、こういったことの意味を言う機会があると思いますので、ぜひ言っていただきたいと思います。医師を増やすことなどを言っていただきたいと思います。なので、事業の決算については賛成いたします。

○委員長（末永義美君） 今の御意見をもって賛成ですか。

○委員（三好睦子君） はい。自己責任や自分たちの研さんでは解決できるものではないと、やっぱり大もとがあると。そこを、しっかりと行っていただいて……（発言する者あり）

○委員長（末永義美君） わかりました。安富委員。

○委員（安富法明君） 今してきた議論が何だったのかなという話には実はなっています。

結局、資料請求に基づいて、厳しい中にも努力を今後するよと。

決算の報告の中にも、一つの独立した会計で、これは事業管理者も置いて、高橋先生にも頑張ってもらってる理由がそこにあるわけですから、今の三好委員の話ですと、もう努力も何もってというふうな話になってきます。

厳しい中にも経営努力っていうのはされた上で、今一般会計からも8億超えるのかな、基準内繰り入れがあります。で、さらに、この話が今出てきてるわけですから、私はこの辺を取り違えると大変なことになるというふうに思います。

ただ、この議案に対しては、経営努力をしていただくということを前提に、もう決算でもありますし、賛成をしたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 賛成の意見ですね。ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第74号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第78号美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第78号美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について御説明いたします。

現在、本市の印鑑登録及び証明事務につきましては、住民基本台帳法施行令に基づく美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例に即し、事務処理を行っているところでございますが、このたび、住民基本台帳法施行令等が一部改正されることにより、印鑑登録証明書へ旧氏が記載されることとなりました。

改正の主な内容といたしまして、住民票に旧氏の記載がなされている場合は、印鑑登録証明書においても同様に旧氏を併記することができるようにすること、また、「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改めるため、美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものであります。

なお、この条例は、住民基本台帳法施行令等の一部改正の施行日に合わせ、令和元年11月5日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第78号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案第79号美祢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。執行部より説明を求めます。竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） それでは、議案第79号美祢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について御説明をいたします。

このたびの条例制定は、地方自治体が一般事務等を行う非常勤職員、いわゆる臨時職員ですが――の任用にあたり、専門的知識を有する非常勤特別職としたり、臨時的任用職員とした上で再度任用が繰り返されるなど、本来の制度、法の趣旨をゆがめた運用の実態があることを踏まえ、今までの臨時職員の職の整理を行うとともに、臨時職員の待遇改善が行われるよう地方公務員法及び地方自治法が改正され、新たに会計年度任用職員が創設されることになったことに伴い、条例を制定するものでございます。

施行は、令和2年4月1日からにしております。

ここで、条例の説明の前に、国の法改正につきまして、会計年度任用職員でございますが、簡単に御説明をさせていただきます。

まず、地方公務員法の改正部分で、一つ目は職の整理でございます。

非常勤特別職が、助言、調査、診断を任務とする者に限定されたこと、また、投票管理者、開票管理者等を選挙事務に従事する者に、非常勤特別職が厳格化されました。

また、一般職の臨時的任用については、常時職員を要する職に欠員が生じた場合の緊急対応に限られるようになりました。

そして、新しい一般職非常勤ともいふべき立場、考え方で会計年度任用職員が創設されたところでございます。

次に、地方自治法の改正部分として、待遇面の改善が行われました。同一賃金同一労働の考え方のもと、職務給の原則、均衡の原則が貫かれ、給与、報酬を常勤職員に準じ支給することとなります。また、一般職となりますので、服務、分限、懲

戒について、一般常勤職員と同様の取り扱いとなります。

なお、創設される会計年度任用職員の任期は1年となります。

常勤職員と勤務時間が同じフルタイム、それより短いパートタイムの二つに区分をされております。

以上が主な制度改正の説明となります。

続いて、条例の説明をさせていただきます。

先ほどの法改正に伴い、職員の——会計年度任用職員ですが、給与、報酬、費用弁償は条例により定めなければならないと規定されておりますので制定するものがございますが、フルタイムのほうは給与として常勤職員に準じ支給することになっており、パートタイムは報酬と費用弁償の支給に期末勤勉手当が追加される形となっております。

第1章は総則、第2章はフルタイム会計年度任用職員の給与について規定をしております。

先ほど申しましたとおり、フルタイムは常勤職員と同様に考えますので、常勤職員に準じた給料表を用い、支給額を規定しております。そのほかの手当についても常勤職員に準じております。

一方、パートタイムのほうについては、フルタイム職員の給料表をもとに報酬額を規定しており、フルタイムの手当分に相当する分については、一部について報酬により支給しますが、期末手当につきましては手当として支給をされます。

以上が条例の概要説明となります。

なお、この給与や報酬の水準の考え方につきましては、総務省から示されております事務処理マニュアルに準拠していることを申し上げまして、私からの説明を終了いたします。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） まず、フルタイムの会計年度職員数をお尋ねします。何人か。それと、職種が多岐にわたると思いますが、職種について、また男女別についてもお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

まず、30年度の決算の数字になりますが、フルタイムにつきましては77名、パートタイムについては477名の実績がございました。

次の職種についてでございますが、職種は幅広くございまして、フルタイムにつきましても、一般的な事務の補助から始まりまして、保育士ほかいろいろ、保健師等々いろいろございますが、さまざまな職種において、パートタイム、フルタイムについてあります。

あと、男女比については、今資料を持ち合わせておりませんのでお答えはできません。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） さまざまな職種っていうことなんですが、先ほどの病院も入るんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） 当然、病院で臨時的な職員として雇用される場合は、この規定にのっとるようになります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 非正規の方の待遇改善が行われるとありましたが、本当に待遇改善になるのかどうか。

3条には「給与」とありますが、この給与の中をよく見ますと、変わりはあんまりないように思うんです。それで、フルタイムと正規職員との、余り変わりは無いんですが、この待遇っていうのはもちろん違うと思うんですが、正規——この中で同じ仕事を同一賃金——先ほど言われた、同一労働同一賃金という制度と比較——これに合わせるとどうなるのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

同一労働同一賃金ということで、先ほど、条例の説明の中でも申しましたとおり、一般職の給料表をそのまま、フルタイムであっても、パートタイムにしても、それをもとに給与を決めておりますので、まさに職員と同等、またフルタイムのほうにつきましては、その他の手当についても、全て一般職の正規の職員に準じて支給す

るようになりますので、今までの臨時職員の待遇に比べると、かなり上がってくるものと考えられます。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） フルタイムとパートの違いなんです、パートの場合は1時間——例えば保育士に当てはめたときに、保育士の——ちょっと今わからないでしょうかね。保育士が、パートの方は何時間働いておられるかどうかということは今わからないでしょうね。わかりますでしょうか。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） 今、資料を持ち合わせておりませんのでわかりません。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） この中で、男女の差別ももちろんあると思いますが、正規職員に準ずると言われましたが、給与の中に男女の格差があるかどうかをお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

男女の差はございません。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員、どんどんどんどん御質問の内容が広がって行って、もう少し簡潔に。三好委員。

○委員（三好睦子君） 会計年度任用になるわけですが、これは、先ほど説明がありましたが、1年ということですが、1年でこうして契約が——労働が変わってくるんですが、このようなことは労働組合と協議をされているのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） 協議の先がどこか、ちょっと今聞こえなかったのでお答えが難しいんですが、どこと協議をしたかというのを確認させてもらっていいのでしょうか。

○委員長（末永義美君） もう一度、三好委員。

○委員（三好睦子君） 労働時間とかです。（発言する者あり）

○委員長（末永義美君） もう一度、三好委員、簡潔に。

○委員（三好睦子君） 労働組合があるではないですか。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） この会計年度任用職員の考え方とか、条例制定の考え方については労働組合のほうと協議して決めております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） いいです。

○委員長（末永義美君） では、そのほか質疑はございませんか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 先ほど、御説明の中に期末勤勉手当というふうな発言があったと思うんですが、夏季手当、冬季手当等は含まないっていうことでよろしいのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの御質問にお答えいたしますが、夏季手当、冬季手当の趣旨がちょっとわかりかねますが、いわゆる6月と12月に市職員に支給する期末勤勉手当につきまして、フルタイム、パートタイムについても支給されるようになります。済みません、期末手当です。期末手当のみです。勤勉手当は訂正させていただきます。

○委員長（末永義美君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） 今、期末手当のことに――14条になるんですが、そこに、普段こういう規定、規則でしたら基準日を設けてあると思うんですが、6月1日現在在職する者とか、12月1日現在在職する者っていう表現がございません。

これは、これでよろしいものかどうかという御質問と、それと文面中ですね、「前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度職員として任用された者の」とあります。空白の一日は設けなくていいのかという御質問。

それともう1点、6月以上になった場合、ちょっと私も勉強不足なんですけど、退職手当の対象となる可能性もあると思うんですが、退職手当等がうたわれておりません。これは対象外として考えてよろしいものかどうか、この3点をお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの御質問についてお答えしたいと思います。

14条の期末手当のことが多かったと思いますが、まず、期末手当の支給の考え方でございますが、基準日とおっしゃいましたが、とにかく6カ月を超えて勤務がなされた場合、対象になるという考えでございまして、その下の2項についても、会計年度をまたいだ場合でも、引き続き6カ月かつフルタイムの職員として雇用されるという状況があれば、期末手当が支給されるというふうになります。

それと、年度をまたいだ1日の空白はこのたびから不要になります。

それと、もう1点については、もう一度、御質問内容を確認させていただきたいと思います。

○委員長（末永義美君） 退職手当です。

○総務課長（竹内正夫君） 退職手当については、6月を超えた職員に対して退職手当の対象となります。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） この文中に退職手当の分がございませうでしょうか。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） 退職手当については退職手当条例のほうで対応するということとなりますので、こちらのほうには出てこないという状況になります。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませうか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今回の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定なんですけど、基本的には今説明がありました。臨時職員の処遇対応、今まで以上によくしていこうという条例であると思っております。

それで、今までの臨時職員、今後はパートもあるし、フルタイムの任用職員としての取り扱いになっていって、例えば期末勤勉手当、これらについて今までの臨時職員、パートまたフルタイムの臨時職員については期末勤勉手当はどの程度あって、働く年数にもよりますけれども、今後について、給与の比率によってまた上がっていきこうと思っておりますけれども、その辺について、今までの臨時職員、そして、これからフルタイムの任用職員の期末勤勉手当の大体の額というのはどの程度上がっていくのかどうか、この辺について、まずお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

31年度ベースで来年度を見込んだ場合、一人当たり、フルタイムの臨時職員で退職手当が別に約50万円、年間です—程度—の待遇面アップというふうになると見込んでおります。（発言する者あり）期末勤勉手当を—1年で退職した場合ですと12万4,000円程度、現在の臨時職員については期末手当は支給はない。（発言する者あり）そうですね。

期末手当については、今までは臨時の職員にはございませんでしたが、これからは、一般職員の率等に準じたものが支給されるというふうになっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 非常に、私はこれ、私も国レベルの国会議員については、臨時職員の期末勤勉手当、実際、臨時職員はありませんでしたから、これは同一労働同一賃金に関連してみた場合、非常にちょっとおかしいのではないかとすることは、私は国会議員にも言ってきました。こういったところを解消していただくように、もう二、三年前からずっと言ってきましたけど、こういう形である面では、なったというのはいいのではないかと考えてますし。

それで、正規職員と任用職員について、福利厚生関係のところの費用ですね。これについて、年休、この辺についての職員と今までの臨時職員、今後、任用職員についての対応についてはどのようになっているかお尋ねしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの御質問にお答えします。

いわゆる福利厚生面につきましても、先ほど申しましたとおり処遇改善が図られておるところでございます。（発言する者あり）フルタイムについてはほぼ職員と変わらない待遇となります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） わかりました。今後とも、この条例がちゃんと通っていくということは、本当に今のフルタイム、また、パートタイム、今の臨時職員の方にとっては非常に助かる話ではないかと思っておりますので、非常に心から喜んでおる

ところでございます。

また今後、この辺についての何か問題があれば質問していきたいと思っておりますけれども、とにかくよかったと思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑は。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 先ほどの14条のところにかかわるんですけど、基準日ですかそういったものはありません。

職員でしたら、6月1日現在とか12月1日現在という文言があろうと思うんですが、任期が6カ月——6月というふうにしかありません。

例えば、3月から9月まで雇用された場合、基準日がない場合、その時点で手当の対象とするものなのか等は記載がないんですけど、これでいかれるおつもりなんでしょうか、いかがでしょうか。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの御質問にお答えしたいと思いますが、先ほどと同様の14条の期末手当のところの1項めは、6月を超えたら対象になりますよと。2項部分が会計年度をまたいで6カ月、例えば、前年度の3月に勤務いたしまして、その後、次の年はフルタイムで5月以上ですかね——になると、6月になると、みなすということで支給の対象になるということでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） 今、支給対象となると言われたんですけど、その時点で支給されるもんですか。

○委員長（末永義美君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいまの杉山委員の御質問ですが、第14条の第1項の1行め初めから「給与条例第25条から」というふうに記入があると思いますが、会計年度任用職員については、今回提案しておりますこの条例のほかに一般職員に適用される条例、これを略して給与条例というふうに呼んでますので、職員に準じて取り扱われるということになっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 私は三つの点について、これに反対いたします。

まず、1点目は、非正規職員に対して法的な根拠を与え、非正規雇用を合法化して、非正規化を進めることにつながると考えます。

二つ目は、1年限定の雇用制度であり、任用期間の限度を最長1年としていることは雇いどめになってしまう可能性もあると思います。

そして、3点目は、同一労働同一賃金の均等待遇の流れから見まして、これは後退していると思います。

以上、この三つで反対いたします。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第79号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

これをもちまして休憩に入ります。13時15分から再開いたしますのでよろしくお願いします。

午後0時14分休憩

午後1時13分再開

○委員長（末永義美君） それでは、休憩前に引き続き、会議を始めます。

次に、議案第80号美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。池田地域福祉課長。

○地域福祉課長（池田正義君） 議案第80号美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

ただいま通知しました議案をごらんください。

これは、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律

施行令が改正されたことに伴い、美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、償還金の支払い猶予及び支払い猶予の判断をするに当たり、貸し付けを受けた者またはその保証人の収入及び資産の状況について、報告を求める旨の規定がそれぞれ設けられたことによる文言の修正並びに適用条項にずれが生じたことから所要の改正を行うものであります。

なお、現在のところ、本条例に基づき償還を行っておられる方は1名であります。これは、公布の日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第80号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第81号美祢市保育所の設置及び管理に関する条例及び美祢市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。池田地域福祉課長。

○地域福祉課長（池田正義君） 議案第81号美祢市保育所の設置及び管理に関する条例及び美祢市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

ただいま通知しました議案をごらんください。

これは、10月から消費税の引き上げに際して、幼児教育・保育の無償化が行われることになり、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、美祢市保育所の設置及び管理に関する条例及び美祢市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する際に認定を受ける必要がありますが、この認定及び認定に関連する事項の文言について、「支給認定」から「教育・保育給付認定」に名称変更がなされたことから所要の改正を行うものであります。

これは、令和元年10月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第81号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案第82号美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。池田地域福祉課長。

○地域福祉課長（池田正義君） 議案第82号美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

ただいま通知しました議案をごらんください。

これは、議案第81号と同様に幼児教育・保育の無償化実施のため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容を3点申し上げますと、1点目が、議案第81号と同様に保育所施設等の利用に関する認定等の文言について、「支給認定」から「教育・保育給付認定」の名称変更がなされるものであります。

2点目は、このたびの無償化は食材費以外の部分が無償化になるものであり、これまで保育料に含まれていたおかずやおやつの費用である副食費は、保護者から徴収することになります。

これまでも保育料が無償である生活保護世帯やひとり親世帯等の副食費は引き続き免除されますが、このたびの改正では、これらの世帯に加えて、年収360万円未満相当の世帯の全ての子ども及び年収360万円以上相当世帯では、国が定める基準の子どもが同一世帯に3人以上いる場合には、第3子以降の副食費を免除する規定が設けられたものであります。

なお、副食費の設定については、国の指導により、市が統一的な取り扱いをすることはできないとされており、公立保育所はもとより、私立保育所や保育認定に係る認定こども園分も、これまでの給食に要した費用を勘定し、国が目安として定めた公定価格の月額4,500円にするとされたところであります。

改正の3点目は、認可外保育施設等を利用する場合であっても、無償化に係る認定を受けた施設であれば、国が定める額までの利用料を無償化するものであります。

これは、令和元年10月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 国が定めた4,500円という金額ですが、これは何日分、1日何円の計算になってるのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 池田地域福祉課長。

○地域福祉課長（池田正義君） 山中委員の御質問にお答えします。

これは、おおむね23日で4,500円というふうな形でございます。平日も含めて、土曜日もこの金額ということにはなりません。

○委員長（末永義美君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 私立保育園の場合、土曜日は希望者のみが今行ってると思うんですけども、その辺のところはどうなるのでしょうか。行かない人も一律4,500円ということなんですか。

○委員長（末永義美君） 池田地域福祉課長。

○地域福祉課長（池田正義君） 山中委員の御質問にお答えします。

国が示した副食費は、月額を基本とするというふうにされております。

副食費の設定につきましては、先ほど申しましたとおり、各園でのこれまでの状況をもとに勘定するというふうにされております。

園長会議、公立保育園も含めて、私立の保育園などの園長会議におきまして、その日割をどういうふうに取り扱うかというふうな協議がなされたところ、今のところとしましては、月途中などの入退所、あと施設側の都合、あるいはインフルエンザ等の感染の病気による出席停止を想定して日割り計算を行うというふうにされておりますので、土曜日につきましては、今のところ日割りの対象にはされていないということになっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第82号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。池田地域福祉課長。

○地域福祉課長（池田正義君） 議案第83号美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

ただいま通知しました議案をごらんください。

これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容を2点申し上げますと、1点目が2歳児までの保育を行う家庭的

保育事業者において、3歳児になった児童を保育所、幼稚園及び認定こども園に速やかに移行するための連携協力を行う保育所等を確保すべき期限、及び家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している場合に、自園での調理室設備を整える期限がそれぞれ令和2年3月31日までと定められているところであります。

しかし、進捗率が低いことから、このたびの改正で令和7年3月31日まで5年間延長するものであります。

2点目は、職員の病気等による代替保育あるいは卒園後の受け皿として、家庭的保育事業者等が確保すべき連携施設において、条文に記載されている条件を満たす場合に限り確保施設の緩和を行うものが設けられたものであります。

なお、美祢市内においては、このたびの開通に該当施設は現在のところございません。

これは、公布の日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第83号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。池田地域福祉課長。

○地域福祉課長（池田正義君） 議案第84号美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

ただいま通知しました議案をごらんください。

これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され

たことに伴い、美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、放課後児童支援員は都道府県知事が行う研修を修了した者とされていましたが、指定都市の長が行う研修も支援員として扱うことができることになったため、その旨を追加したものであります。

これは、公布の日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
三好委員。

○委員（三好睦子君） この場合の待遇っていうのは変わるんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 池田地域福祉課長。

○地域福祉課長（池田正義君） 三好委員の質問にお答えします。

この研修を修了したことで、直ちに賃金の上乗せとかいうことがあるわけではございません。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第84号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第86号美祢市給水条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 議案第86号美祢市給水条例の一部改正について御説明をいたします。

1ページ目は議案、2ページ目からは新旧対照表でございます。

これは、水道法及び水道法施行令が改正されたことに伴い、美祢市給水条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、まず、水道法の改正により、指定給水装置工事事業者の指定について5年間の更新制の導入に伴い、更新手数料が山口県下統一の1万円となることによりまして改正をするものであります。

次に、水道法施行令の改正により、同法令を引用している条項が繰り下がったことに伴い改正をするものであります。

この条例は、同法令の施行年月日と同じ令和元年10月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） （4）の件ですが、今までは更新手数料っていうのはなかったように——今まではあったんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 今までは、給水工事事業者に関しましては、1回の登録だけで終わっていたところなんですけど、このたびの水道法の改正によりまして、更新を5年間——5年ごとに更新するというふうな定めが決まりましたので、このたびから更新の手数をいただくようにしているものでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） そしたら、業者の方は5年ごとに更新するたびに、この1万円を払うということなんですね。

○委員長（末永義美君） 岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 今までですが、こういった30号に関連しますけど——30条、手数料に関連しますけど、手数料、第30条なんですけど、申込者から申し込みの際は云々とありますけど、今まで設計をしたり、水道——メーターから家のほうに引き込む時に、図面とか設計図とかは業者の方は出さなければいけなかつ

たんでしょうか、出さなくてもよかったんでしょうか。水道課へ提出をされていたのかどうかお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えします。

今までも、そういった図面等が出されて施設課のほうで審査をしております。以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） それって、1回の手数料はどのぐらいかということと、検査手数料も入っていたのでしょうか。

○委員長（末永義美君） もし、すぐに御答弁できなければ、またのちほどでもいいんですけども。細かいことですから。白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） 御手間を取りまして申しわけございません。

検査手数料につきましては、のちほど調査いたしまして御報告をさせていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） よろしく願いします。

それと、今までは登録料を払っていたけど、今のような更新手数料はなかったということですが、登録料はいくらかって聞いてもあれですね。

それはいいですが、この給水装置工事指定、工事者の中に、先ほど午前中に聞いたんですが、市内の業者でやっておられるということなんですが、その中で下請業者とかが、市外の方が入っているということはあるんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えします。

今現在なんですが、給水装置工事事業者は、美祢市としては139事業者が登録されてます。そのうち市内が32業者、あと市外が107業者となっています。それぞれが給水装置の工事を行う際には図面等を出されて工事をされています。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 100%図面とかが出ているということですね。

ちょっと私がある方から聞きまして、メーターから手前、家のほうに水道の管が

あって、それを分けたいっていうのが——分けるのを、何とか用語で言うんですけど、分けたいっていうことでしたけど、設計図がないということで、どこに配水管——管が通っているかわからないっていうことなんですけど、そういうことが——ということは、図面が100%出ていけばそういうことはないっていうことですね。

○委員長（末永義美君） 岡田上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡田健二君） 三好委員の御質問にお答えします。

図面等につきましては申請時にお出しいただくようにしておりますけども、申請をされて年数がたったときに若干手を加えられるとか、その辺があろうかと思いません。

ですので、100%、絶対間違いのない図面かと言われると、その後、若干変更された部分につきましては、こちらのほうに届け出が出ておりませんので、基本的にはいただきたいんですけども、結構届け出が出てない場合がございますので、完璧に一致するかといえば一致しない場合もございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第86号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正について御説明します。

この条例改正は、消費税が上がることに伴い上げるものであります。全国的に統一した一定の基準がありまして、それにのっとっております。この表に書いてあり

ますとおりです。

以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第87号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第88号美祢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。有吉消防次長。

○消防次長（有吉武士君） それでは、議案第88号美祢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度については検討を加え、必要な見直しを行うことなどが定められました。

また、成年後見人制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年6月14日に公布され、同法の中で、地方公務員法の一部が改正をされました。

これを踏まえ、美祢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するものです。

改正の内容として、成年被後見人等は消防団員となることができないとする規定を削除し、その他所要の規定を整備するものです。

最後に、附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第88号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第76号令和元年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） それでは、議案第76号令和元年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんいただければと思います。

このたびの補正につきましては、平成30年度の決算見込みの結果、発生します繰越金の基金への積み立てなどや、また、30年度における事業の精算の結果、超過交付となりました過年度国庫——国・県補助金等の返還に伴い、既定予算の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,482万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,490万5,000円とするものがございます。

まず、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページ、一番最後になると思いますが、そちらのページをごらんいただければと思います。

まず、歳出についてですけれども、4款基金積立金・1項基金積立金・1目介護給付費準備基金積立金でございます。

説明欄001介護給付費準備基金積立金といたしまして、5,813万5,000円を追加しております。

これは、平成30年度の歳入歳出予算差し引き残額見込みから、国や県等への償

還金等の調整の結果、見込まれる残額を基金に積み立てる予定のものでございます。

次に、5款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・2目償還金でございます。

説明欄001国庫支出金等精算償還金として、5,668万8,000円を追加しております。

これは、平成30年度の介護保険事業の精算の結果、介護給付費等において超過交付されました補助金等を国や県等へ返還するものでございます。

続きまして、歳入についてですけど、1ページお戻りいただきまして、8ページ、9ページをごらんいただければと思います。

4款支払基金交付金・1項支払基金交付金・2目地域支援事業支援交付金であります。

こちらについては、事業の精算の結果としまして、過年度分として36万1,000円を追加しておるものでございます。

次に、8款繰越金・1項繰越金・1目繰越金でございます。

これは、30年度の決算見込みの結果等から、前年度繰越金として1億1,446万2,000円を追加しております。

これは、冒頭申し上げましたとおり、前年度事業の精算見込みに基づく繰越金の調整でございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 直接、補正についてどうっていうんじゃないんですが、関連してちょっとお尋ねしたいんですけど、地域包括支援センターの利用状況と伺いますか……。これ、ある介護をされてる方からの御相談だったんですが、実は、家庭で在宅介護をされておられるのはいいんですけど、非常に外出する時間がないということで、どこに相談に行ったらいいのか。

それから心のケアと伺いますかね、介護される方の心のケアの取り組みについて、ちょっとわかる範囲でいいんですけど、お尋ねをしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 竹岡委員の御質問にお答えしたいと思います。

まずもって、今美祢市内に地域包括支援センターを2カ所運営しております。

1カ所は、主に美祢地域、旧美祢地域を担当しておりますけれども、本庁内に直営で地域包括支援センターを持っております。

また、美東・秋芳地域を美祢東地区と位置づけまして、美祢東地域支援センターを、こちらのほうは委託にはなりますけれども、青景のサテライト秋芳の里だったと思いますけれども、そちらに事務所を構えて、今事業運営をしていただいております。

まず、高齢者の方の外出支援はもとより、いろいろな介護サービス、また、生活支援等の御相談につきましては、そちらの直営のセンターまたは委託のセンターに、それこそ御遠慮なく、電話でも構いませんので御相談いただければというふうに考えます。

また、特に家庭で介護をなさっておられる家族介護者の支援についてですけれども、こちらにつきましては、今、介護保険事業特会の中で、任意事業という形にはなりますけれども、家族介護支援事業、家族介護教室の開催を各施設と協力して支援・実施を行っております。

今、手元には30年度の実施状況を持っておりますけれども、市内の特養3カ所、それとあと、グリーンヒル美祢の計4カ所において、延べ23回の開催を行っております。その開催に対して、延べ参加者の方は375名の参加をいただいておりますので、いろいろとこちらのほうも広報等活動ないし事業開催の御案内をさせていただいておりますので、そちらのほうも、なかなかおわかりにならないというふうな事情がございましたら、包括支援センターのほうにでも一報いただければと思うところがございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） そうしますと、電話対応でも十分やれるということですか。

年を召されてる方なんで、病院に行ったら、これはまた違うあれが出てると。また、次の専門の病院に行きなさいと書いて逆に振り回されることも多いし。

それから、先ほど申し上げたように、その方は御二方みられているような感じがするんで、結局、家から出て行く時間が非常に少ない、限られている。したがって、情報もちょっと私は少ないんだというふうに思っています。

したがって、そういう方々に当然心のケアも必要ですが、ぜひ気軽に相談できる

ような、情報を提供してあげていただきたい。

せっかくつくってても相談に来ることもできないから、だから気軽に相談をし、あるいは専門家がついておられると思いますので、ケアマネか誰でもいいですから、行かせるとかしながら、その辺の対応をもう少し、せっかくやっておられる方が、十分周知——情報を受けて進めていかれるような体制づくりをぜひお願いをしたいということで質問を終わります。

○委員長（末永義美君） 質疑のほうはございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今の竹岡委員の関連なんですけど、非常にちょっと、結構大切な質問であったと思っております。

今、執行部から説明がありましたけれども、いろいろ特養とか、また共楽荘とか、そういった施設に入所されてる方っていうのは、結構いろんな介護が必要な、そういった施設に入所されてる方ですよ。

そうした、施設ごとで外に出たりとか、いろいろそういった対応されておられて、そこそこストレスとかたまらないような形での対応はされていると思っております。

今の件は、問題は在宅で介護されている方、そういった本人、こういった方が、例えば、車椅子で不自由してるけれども本人が選挙に行きたい、投票に行きたいと、こういった要望があったとき。または、買い物に行きたい、そういう在宅の方がそのように要望があったときに、ケアマネさんとか、そういった個人のところの施設が、そういった介護の方をいろんな支援をしていかないといけんと思っておりますけれども。

その辺についての対応というものが、在宅介護の方に関してそういった要望があったときに、施設でない在宅の方に対して、その辺が、ほどほどそういった対応はされているかどうか。この辺について、どうなのかなということをちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

一応、まず、今地域包括支援センターが2カ所動いております。

まず、一般的な考え方で申し上げますと、本当に介護が必要な方、在宅であれ、施設であれ、必要な方であれば、まず介護認定を取っていただくっていうことからスタートをするわけですが、明らかにそういう状況であるかどうか。そんな

に、日常生活でもそこまでの苦労はしてないんですけれども、ちょっと不便なところがあるっていうような方々も多いと思います。

ですから、先ほど竹岡委員のときにも若干申し上げましたけれども、まず、その段階で、末永く在宅、御自宅のほうで生活していただくために、ちょっとでも不便なところがあれば、地域支援センターのほうに1回電話で御相談いただくことも可能だろうと思いますし、もし必要であれば、センターの職員が訪問するっていうこともありますので、そういう御相談をまずいただければと思います。

その上で介護認定、要支援1から始まりますけれども、そういった介護認定につないでいただければ、そこで初めてケアマネージャーというところがその方につきます。そのケアマネージャーと利用者の方の間に必要な、在宅で生活していく上で必要なサービスというのを詰めていくことになろうかと思しますので、まず取っかかりのスタートとしまして、地域支援センターのほうを、ぜひ御活用いただければというふうに今考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） わからんことはないんですけど、要支援1とかいったら、デイサービス1週間に1回程度ですか、行って、いろいろケアはします。

問題は、要介護1、2とかそういったときになって、3ぐらいになった時に——3ぐらいになった時は施設に入る可能性もあるけど、それでも在宅っていう方が——いいという方も結構おられますので、そういった方々の要望として、買い物支援とか外に出て行きたいって言ったときに、なかなか、それぞれ各個人の施設が車に乗せて行って、それをお聞きして、買い物支援がちゃんとニーズによってできるかどうか。

もし、その際に、事故——車椅子で乗せて行くと思うんですけど、そういったときに事故が起こったりしてはいけないからということで、なかなか、そういう対応ができないことが結構あるんじゃないかと思うんですよね。

その辺で、なかなか外に出ていくことがケアされない。食事を、行ってから訪問してつくったりとか、身の回りの掃除とか、そういったことはされるけど、本人の要望で出て行きたいと言った時の対応がどうなんかなというところで、ちょっと今説明がよく見えなかったんですけど、そういった場合にケアマネージャーさんとか、そ

それぞれの施設の方が乗せて行けることができるのかどうか、その辺をもうちょっと明確にしてください。

○委員長（末永義美君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 御質問にお答えしたいと思います。

まずもって、在宅で生活されている方につきましては、要介護認定を持っておられれば、居宅系の介護事業者の方がつかれると思います。

ですから、デイサービスであれば、受け入れ施設の送迎車両を使って車椅子対応もされているかと思えますし、あと、在宅経営の場合の居宅介護事業者のほうが、そういった車椅子対応の外出支援用の車両を持っているかどうかというのは今ちょっと手元にはございませんけれども、今のところはそこまで、そういったところの不便を感じているってところはちょっと耳にはしておりません。

しかしながら、そういった御希望ないし、御要望があるってということも踏まえますと、一応、今第7期の介護保険事業計画も2年目に入って、もう半年も過ぎております。また、今から第8期の事業計画策定に向けてサービス量の調査等も行っていきますので、そういったところの利用希望、または要望等もしっかり聞き取りながら、いろいろ補えてない点があれば、また、そういった事業者の募集もしないといけないと思えますし、また、今後いろいろと、そういったサービス需要を把握する中で検討させていただければというふうに考えております

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） わかりました。そういった介護を受けられてる方というのは、なかなか外に出て買い物をしたとか、例えば、車椅子でも選挙に行きたいとか、いろいろあっても、日ごろからいろいろお世話になって申しわけないなっていう思いを結構持っておられる方が多いんですね。

だから、そういったことがあっても、なかなか声を出されないというか、申しわけないというところが、非常に私がいろいろ今までの経験から見て、声を発する方がちょっと少ないかなと思っておりますので、なかなか遠慮して言われないう、そういったところのものもあるということを認識して、今後対応していただきたいということをお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第76号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第77号令和元年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） それでは説明させていただきます。

議案第77号令和元年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

今回の補正の内容につきましては、病院事業局における人事異動に伴う人件費に係る支出を増額するとともに、これに充てる財源の増額を行うものであります。

まず、収益的収入及び支出の予定額におきまして、収入では病院医業外収益を269万4,000円増額し、収入総額を41億8,766万円とするものであります。

一方、支出では病院経営改革事業費用を269万4,000円増額し、支出総額を41億1,463万9,000円とするものであります。

なお、病院医業外収益の増額分269万4,000円につきましては、一般会計繰入金を充用するものであります。

次に、予算第4条に定めておりました資本的収入におきまして、一般会計からの出資金の増額を行うものであります。

監査意見書においても、健全な事業経営のためにも財源確保を検討されたいと指摘されているところから、市へ財政支援を要望したところ、病院事業の財政的基礎を健全にするため1億円の出資金を認めていただいたところです。

資本的収入の予定額において、病院事業資本的収入に、新たに第3項出資金を加

え 1 億円増額し、収入総額 4 億 8, 4 5 7 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

1 億円の根拠については、先ほどお配りしたペーパーの 2 の項目に記載しております。読ませていただきます。

資本的収支 G 欄は、通常マイナスとなる。資本的支出の大部分が起債元金償還金であり、それに対する繰入金は半分であるということから、通常はマイナスとなります。

健全な範囲の運営であれば、G 欄のマイナス、これは 3 枚目の 2 4 ページと書いてあるペーパーですが、附属ペーパーですが、この G 欄のマイナスを D 欄の補填可能額で補って運営しております。

補てん財源計算書、この修正案 3 枚目のペーパーによれば、既に補填残高はマイナスとなっていますが、資本的収支を均衡させることによって、マイナスの拡大を食いとめたい。この場合、現時点での資本的収支の差引補填額（G 欄）のマイナスは 9, 8 6 6 万 4, 0 0 0 円であるので、1 億円の出資金であれば、G 欄の収支が均衡すると。

緊急的支援でありますけど、この期間に純損失の額を圧縮したい、健全な範囲の運営に持っていきたいというふうに考えております。

2 4 ページの表の見方ではありますが、左右の補正前、補正後はそれぞれ予算レベルの話でございまして、この左側は 3 0 年度決算見込みの数字をもとにしておりまして、この数字自体は補正前と補正後できっちりかみ合うものではありませんが、この内容のところ、補正後の話なんですけど、繰越勘定留保資金、これを先ほど御説明しましたように、補填財源に充当しない額としての退職手当引当金をマイナス表示しましたので、こういった形。

資本的収入支出の部分については、今回 1 億入れていただいて、差し引き補填額をプラスということにして、プラスで補填残高をマイナス 2 億 1, 8 1 2 万 2, 0 0 0 円という形で整理をしております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第77号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案16件につきましての審査を終了いたしました。

そのほか委員の皆様から、何かございましたら御発言をお願いいたします。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 本会議場でも問題になったと思うんですが、芸術村のことなんですね。本来なら教育経済委員会の所管であろうと思うんですが、芸術村に職員2名派遣しておりますので、総務部のほうから出てるんじゃないかなということで関連としてお尋ねをしたいんですね。

まず、一般質問で、今回、議会で芸術村のことについては、各委員さんからいろいろ質問がありまして、市長の答弁もありました。

しかしながら、芸術村が一体どの程度の――仮にですよ、受けたとしたら経費がかかるのかっていうのは、漠然とした2億数千万だとかっていうような話が出てるんです。そして、市長の答弁の中に、もし議会が受けろというならっていうような発言もありました。

そこで、これはどこで、どういうふうにやったらいいのかよくわかりませんが、もっと市民の皆さんにわかるように、芸術村に、現在どういう経費がかかっているのか。

それからもう一つ、秋吉台にあります青少年の家ですか、あれがどんな状態なのか。

それからエコ・ミュージアム、これもどういう状態なのかっていうのは全くわからんままに、市民の皆さんもわかってないだろうし、我々も詳しいことはわからんままに、そのままになってると。

こういうことで、どこかで執行部からお示しいただきたいのは、年間どういう経費がかかって、どのような状態なのかっていうのは、何らかの形で議会も議論がで

きるような資料を出していただくことは、やっぱり不可能なんですかね。

例えば、指定管理者制度、芸術村が指定管理者制度だから、受けてる指定管理者の美祢市が2千数百万円の管理指定料のことだけと。それから、職員が2名派遣されているということだけの情報はわかるんですが、全体的な——きらめき財団ですか、受けておられる全体は全く見えない。それから青少年の家も見えない、それからエコ・ミュージアムもわからないと。

わからないばかりじゃちょっと困るんで、その辺の資料提供はしていただけるものなのかどうか、ちょっと執行部のほうにお尋ねをしたいと思うんですね。

○委員長（末永義美君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） ただいまの竹岡委員の御質問ですけれど、秋吉台国際芸術村、それから秋吉台青少年自然の家、ビジターセンターであるエコ・ミュージアム、それぞれのまずは経費の概要といたしますか、そういうものについては、県のほうから資料を受けまして、議員の皆様にもお示しはできるというふうには考えております。

どの場で御提供っていうことは、ちょっと議会のほうにお任せいたしたいと思えます。

○委員長（末永義美君） 竹岡委員

○委員（竹岡昌治君） 県のほうの資料もさることながら、市の職員が2名行っておりますよね。その辺の経費も含めてお願いしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） ざっくりと、いわゆる指定管理料については、こちらも把握している部分があるんですけど、その他きらめき財団とかですね、青少年自然の家であれば人づくり財団のほうなんですけど、そういう部分で、独自に財団のほうで、別途どういう事業概要があるかっていうことも含めて、また再調査してお示しできればと考えております。

○委員長（末永義美君） ほかに何か御発言がございましたら。岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 済みません。先ほど三好委員のほうから、議案第86号におきまして、検査手数料等が幾らかという御質問がありましたので、今お答えしたいと思います。

工事の設計審査が、まず、1件につき250円となっております。それと、完成後の

工事の検査が1回につき総工事費の3%を徴収いたしております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 先ほど32件ですかね、139件の事業——業者——事業が32件は市外とか聞きましたが、この手数料の免除とかいう制度はあるんですか。全員もう入って——その手数料は——納入状況をお尋ねします、手数料の。

○委員長（末永義美君） 岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 市内、市外にかかわらず一律で徴収しております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。

では、いま一度改めまして、これにて本委員会を閉会いたします。長い時間と御審査、御協力、まことにありがとうございました。お疲れ様でした。

午後2時15分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年9月9日

総務民生委員長